

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第3章 協定の締結手続等

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が收容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、收容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに收容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

新

第3章 協定の締結手続等

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-8の特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み(特定光信号端末回線が收容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者(以下、「代表事業者」とします。))が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が收容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、收容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報(接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。)を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。)を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を別表3(様式)様式第7-9の特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。(共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに收容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。)なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

第 15 章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内

(協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載)

第 96 条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、次の各号の場合を除き、協定事業者の契約者の氏名又は名称、契約者回線番号等、その終端のある場所等について、当社が発行する 50 音別電話帳又は職業別電話帳に掲載します。また、当社が別に定めるところにより、50 音別電話帳又は職業別電話帳の掲載事項を掲載した電話帳（その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。）に掲載することがあります。

- (1) 電話帳に記載する名称等が当社が別に定める掲載基準に抵触する場合。
- (2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

料金表

第 1 表 接続料金

第 2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(68) (略)	_____
(69) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを伝送する 2 拠点間の広帯域通信を実現するための機能

第 15 章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内

(協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載)

第 96 条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、次の各号の場合を除き、協定事業者の契約者の氏名又は名称、契約者回線番号等、その終端のある場所等について、当社が発行する職業別電話帳に掲載します。また、当社が別に定めるところにより、職業別電話帳の掲載事項を掲載した電話帳（その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。）に掲載することがあります。

- (1) 電話帳に記載する名称等が当社が別に定める掲載基準に抵触する場合。
- (2) 協定事業者が電話帳掲載及び番号案内に必要な契約者の情報を番号情報データベースに登録しない場合。

料金表

第 1 表 接続料金

第 2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(68) (略)	_____
(69) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームその他のフレームを伝送する 2 拠点間の広帯域通信を実現するための機能
(70) (略)	_____
(71) 特定発信者番号を用いた緊急通報用電話への接続機能	<u>SIPサーバにおいて、特定の発信者電話番号の呼を識別し、警察機関、海上保安機関又は消防機関が緊急通報を受理するために用いる電話回線への接続を可能とする機能</u>

別表3 様式
様式1～7-7 (略)

別表3 様式
様式1～7-7 (略)

様式7-8 (第34条の4第16項関係)

特定光信号端末回線線路設備調査申込書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 _____

貴社接続約款第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項の規定により、特定光信号端末回線の利用区間について線路設備調査を申し込みます。

記

1. 調査内容

特定光信号端末回線の利用区間	
提供を希望する設備の条件等	
連絡先(担当者氏名、電話番号)	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式7-9 (第34条の4第16項関係)

特定光信号端末回線線路設備調査回答書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

年 _____ 月 _____ 日付け _____ 号にて特定光信号端末回線線路設備調査の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果及び提供可否	
提供不可理由	
調査費用	
その他	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則（令和3年7月30日東相制第21-00009号）

1～2 （略）

3 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11 第26欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、この改正規定の実施日に遡及して適用します。

附 則（令和4年3月28日東相制第21-00073号）

1 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条の2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和2年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料		1 件ごとに		27.26 円	
優先接続受付手数料		1 変更ごとに		121 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額		769 円	1 番号ごとの1成功検索ごとに
		(イ) 加算額	①	77 円	
			②	148 円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		38,836 円	
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア(イ) 欄	1 件ごとに		47 円	
	イ欄	1 件ごとに		113 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの1 件ごとに		654 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの1 件ごとに		255 円	

附 則（令和3年7月30日東相制第21-00009号）

1～2 （略）

3 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11 第26欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、令和3年度に適用するものについてはこの改正規定の実施日に、令和4年度に適用するものについては令和4年4月1日に遡及して適用します。

附 則（令和4年3月28日東相制第21-00073号）

1 （略）

附 則（令和5年3月24日東相制第22-00065号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年3月24日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第1イ（電気料）、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日東相

制第17-00122号)の料金額及び附則(令和元年6月25日東相制第18-00108号)の料金額については、令和5年4月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-2第10欄については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(公衆電話機能に係る経過措置)

2 (略)

(特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-11第26欄について、令和3年度に適用した網使用料と次に掲げる令和3年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料金額	備考
特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	281円	

(電話帳掲載手続費に係る経過措置)

4 令和4年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2(手続費)に規定する電話帳掲載手続費(ア欄に係るものに限ります。)については、第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)の規定にかかわらず、令和4年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区 分			単 位	手続費の額	備考
電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	50音別電話帳に掲載する場合	1回線ごとに月額	70円	

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

5 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和3年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	31.20円			
優先接続受付手続費	1変更ごとに	120円			
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	1,242円	
		(イ) 加算額		①	128円
				②	246円
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	38,108円		
ルーティング番号登録工事等受	ア(イ)欄	1件ごとに	59円		

付手続費	イ欄	1件ごとに	168円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	661円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	311円	

技術的条件集

第 29 節の 2 形態 1 7 - 2

(略)

(接続方式)

第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は、次のとおりとします。
(略)

エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号

CD + 177

CD : 市外局番

(略)

別表 1

(略)

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
(略)

イ 番号案内サービス接続機能は、形態 1 - 2、形態 1 - 9、形態 4 - 3、及び
形態 4 - 6 での接続番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。

(略)

技術的条件集

第 29 節の 2 形態 1 7 - 2

(略)

(接続方式)

第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は、次のとおりとします。
(略)

エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号

(7) CD + 177

CD : 市外局番

(イ) 104

(ウ) 171

(エ) 115

(略)

別表 1

(略)

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
(略)

イ 番号案内サービス接続機能は、形態 1 - 2、形態 1 - 9、形態 4 - 3、形態 4
- 6 及び形態 1 7 - 2 での接続番号が 1 0 4 の当社入接続において提供する。

(略)

ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態 4-3 及び形態 4-6 での接続番号が 171 の当社入接続及び形態 4-6 での接続番号が 171 の当社出接続において提供する。

(略)

セ 電報接続機能は、形態 4-6 での接続番号が 115 の当社入接続及び形態 6-2 での接続番号が 115 の当社出接続において提供する。

(略)

別表 38

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2018: IEEE Standard for Ethernet
- [2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges
- [3] ITU-T Y.1731(2006): OAM Functions and Mechanisms for Ethernet based networks
- [4] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cables
- [5] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [6] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [7] "Internet Protocol", IETF RFC791, Sep 1981.
- [8] "Internet Control Message Protocol", IETF RFC792, Sep 1981.
- [9] IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [10] "Multiprotocol Extensions for BGP-4", IETF RFC4760, Jan 2007.
- [11] IEEE Std. 802.1Q-2005, Virtual Bridged Local Area Networks

1. 規定範囲

(略)

ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態 4-3、形態 4-6 及び形態 17-2 での接続番号が 171 の当社入接続及び形態 4-6 での接続番号が 171 の当社出接続において提供する。

(略)

セ 電報接続機能は、形態 4-6 及び形態 17-2 での接続番号が 115 の当社入接続及び形態 6-2 での接続番号が 115 の当社出接続において提供する。

(略)

別表 38

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2018: IEEE Standard for Ethernet
- [2] IEEE 802.1ad-2005: Virtual Bridged Local Area Networks Provider Bridges
- [3] ITU-T Y.1731(2006): OAM Functions and Mechanisms for Ethernet based networks
- [4] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cables
- [5] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [6] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber
- [7] "Internet Protocol", IETF RFC791, Sep 1981.
- [8] "Internet Control Message Protocol", IETF RFC792, Sep 1981.
- [9] IEEE 802.3cu-2021 - IEEE Standard for Ethernet - Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength
- [10] "Multiprotocol Extensions for BGP-4", IETF RFC4760, Jan 2007.
- [11] IEEE Std. 802.1Q-2005, Virtual Bridged Local Area Networks
- [12] "Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification", IETF RFC8200, Jul 2017.

1. 規定範囲

(略)

2. インタフェース仕様

2. 1 レイヤ1
(略)

2. 2 レイヤ2
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 IP v4
IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 ICMP
IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式
スタティックルーティング
IETF RFC4760 準拠

3. 故障管理
(略)

2. インタフェース仕様

2. 1 レイヤ1
(略)

2. 2 レイヤ2
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 IP
IPv4 IETF RFC791 準拠
IPv6 IETF RFC8200 準拠

2. 3. 2 ICMP
IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式
スタティックルーティング
IETF RFC4760 準拠

3. 故障管理
(略)